

検討課題についての個人的な考え方

1. 生まれてくる子どもとその家族の福祉について

生殖補助医療技術を駆使した妊娠・出産は、親の身体的・精神的負担が大きいことから、より「子どもとその家族の福祉」に配慮されなければならないと思う。

- ① 精子または卵子の提供による生殖補助医療の実施と、提供胚によるものとは、区別をして考えていく必要がある。(私は、提供胚については賛成できない)
- ② 生殖補助医療によって出生した子どもも、養子による子どもと同じように生物学的見地からみて明らかに法的扱いが必要と考える。
- ③ 養子縁組みの制度をもっとオープンに、多くの人たちが活用できるようにする必要がある。また、社会の人々の養子制度に対する偏見をなくするような社会への啓蒙教育が必要であろう。
- ④ 子どもとその家族が、継続して、何時でも相談できる機関の設置が必要である。

2. 医師の裁量について

身体的な部分に関しては、個々の状況によって異なることが多く、また、治療等の対処選択肢を多くしておく必要性から、専門家である「医師の裁量」については賛成であるが、どのような医師の決定によるかが非常に大きな検討課題であると思う。

- ① 生殖補助医療が社会的な問題となっていることから、医学的な専門家集団のみの裁量に任せるとするのは問題であると思う。関連する専門家集団による一定の基準が必要と考える。
- ② 個々への対応を行なう者は、統轄機関からの認定または登録制を考えていく必要がある。
- ③ 精子・卵子および胚の提供条件や、生殖補助医療の実施の決定には、個々の背景や、提供され得る精子・卵子および胚の数の問題などもあり、一概に優先順位をつけがたいと思う。そのため、複数の専門家または、異なる対応者（機関）との検討の上、決定されるのが望ましい。

3. 公的管理運営機関について

生殖補助医療は、倫理的・法的・社会的に大きな問題を伴っていることから、公的な管理運営が必要と考える。そして、管理運営は評価報告が年度毎に行なわれ、基準書等については定期（3年毎とか）の見直し検討が行われることが望ましい。

8月30日 安藤 広子（岩手県立大学看護学部）